



福生七夕まつり 市民模擬店 出店者募集案内

この冊子をよくお読みいただき、お申込みください。

【問合せ・申込み】

福生七夕まつり実行委員会事務局

(福生市役所シティセールス推進課内)

電話：042-551-1699 (直通)

もくじ

1	市民模擬店実施要綱.....	1
	市民模擬店の実施目的や出品物などを定めています。	
2	市民模擬店 出店規則.....	2
	対象団体や資格、正副代表者の役割や違反行為などを定めています。	
3	出店団体募集要項.....	7
	実施日時や場所、備品の準備や出店費用、申込方法などを案内しています。	
4	出店者説明会開催要項.....	10
5	行事における臨時出店届（記入例）.....	12
6	道路使用申請許可書（記入例）.....	13

福生七夕まつり市民模擬店実施要綱

(目的)

第1条 七夕まつりにおいて、市民団体等が模擬店を出店することにより、「市民参加型の祭り」を実現し、新しい祭りの手本となるよう図るとともに、市民が本事業を通して、新しい福生を創り上げていく機会とすることを目的とする。

(出品物)

第2条 出品物は次に掲げるものを除く食品、玩具など縁日等で取り扱う物とする。

- (1) 法令に違反する物
- (2) 風紀上好ましくない物
- (3) 保健所の許可を得ていない物
- (4) 動物（哺乳類、鳥類、爬虫類）
- (5) その他祭りの趣旨に反する物

(出品物の調整)

第3条 実行委員会は多様な模擬店が出店するよう抽選等で出品物の調整を図ることができる。

(説明会)

第4条 実行委員会は事前に出店者説明会を実施すること。

(委任)

第5条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、実行委員会が別に定める。

附 則

この要綱は、平成29年5月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

福生七夕まつり市民模擬店 出店規則

(対象団体)

第1条 出店対象団体は次に掲げるものとする。

(1) 正副代表者が福生市民で構成された団体

(2) 市内事業所

ただし、1事業所2店舗までとする。

(3) その他実行委員会が認めたもの。

2 福生市暴力団排除条例に基づき、暴力団関係者による出店はできない。

3 正副代表者は実行委員会、その他関係機関の注意や説明を十分に理解できる者とする。

(出店団体資格)

第2条 出店団体は正副代表者を各1名選出すること。ただし、複数の出店団体の兼務はできないものとし、18歳以上の者に限る。

2 出店資格の譲渡はできない。

(正副代表者)

第3条 正副代表者のいずれかは次に掲げる事務等を行わなければならない。

(1) 出店申込の受付及び書類の提出

(2) 出店者説明会の参加

(3) 出店時間内の店舗内滞在

(優先出店)

第4条 次に掲げる団体は優先的に出店できるものとする。

(1) 栄通り商店街に所在する店舗で、自店舗前での出店を希望する団体

(2) 前回の市民模擬店看板コンテストにおいて入賞した団体

(出品物)

第5条 福生七夕まつり市民模擬店実施要綱第2条に基づいたものを出品すること。

2 食品販売は原則、1店舗1品目とする。

3 酒類の販売は、正副代表者いずれかが20歳以上の団体に限る。

(出店の可否)

第6条 申込団体数が募集規模を超えた場合は、出店者説明会の受付時に先着順抽選を行い、出店の可否を決定する。なお、申込団体はその結果を受け入れなければならない。

(出店場所の決定)

第7条 前条により出店が可能となった団体は、出店者説明会の受付順に出店場所を選ぶ順番の抽選を行う。

(出店費用)

第8条 出店団体は実行委員会が指定した出店費用を事前に納めなければならない。

2 前項の規定により納付された出店費用は原則、返金しない。ただし、実行委員会が必要と認めた場合はこの限りでない。

(営業時間)

第9条 販売開始時刻は歩行者等の安全確保の状況等を鑑み、実行委員会の判断をもって決定する。

2 実行委員会が指定した販売終了時刻をもって完全閉店しなければならない。

3 実行委員会が指定した実施時間は確実な開店を図らなければならない。

(出店の許可)

第10条 実行委員会は出店が可能となった団体のうち、警察署及び保健所の許可を得た団体に、出店許可証を発行する。

(遵守事項)

第11条 出店許可を得た団体は別表に定める事項を遵守しなければならない。

(違反行為)

第12条 実行委員会は出店団体が福生七夕まつり市民模擬店実施要綱及び同規則に違反した場合、ペナルティを科すことができる。なお、本事業終了後に認められた違反行為についてもペナルティ対象とし、異議申し立ては一切認めない。

(1) レッドカード

即座に出店を取り消し、次回の福生七夕まつりに出店できなくなる。

(2) イエローカード

累計2回でレッドカードとし、イエローカードは次回の福生七夕まつりまで累積する。また、次回以降の市民模擬店において、申込店舗数が募集店舗数を超えた場合の抽選に参加できない。

(委任)

第13条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、実行委員会が別に定める。

附 則

この要綱は、平成 29 年 5 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

別表（第11条関係）

1	出店者はテントの組立及び解体作業を協力して行うこと
2	食品を販売する出店者は、ブルーシート等で必ず養生をし、道路を汚さないこと なお、汚した場合には速やかに清掃すること
3	申請した品目以外を販売しないこと
4	実行委員会が配布する店舗名看板及び出店許可書を掲示すること
5	出品物の価格を明示し、販売すること
6	正副代表者どちらかは腕章を着用すること
7	刺青やタトゥーを露出して販売を行わないこと
8	拡声器、ラジカセ等を使用した販売を行わないこと
9	歩行者の通行を妨げたり、来場者や他の出店者の迷惑になる呼び込みをしないこと
10	歩道に荷物や椅子等を設置し、歩行者の通行を妨げないこと
11	火気の管理は十分に行い、営業終了後、炭は完全に火を落とし、ガスボンベ、カセットボンベ等危険物は持ち帰ること
12	ガスボンベはテントの柱やテーブルの脚に紐等で固定し転倒防止を図ること
13	消火器（10型）を用意すること
14	ガスホースや電気配線は、ケーブルカバーやガムテープにより保護し、通行人が足に引っ掛けない措置を講じること
15	実行委員会が用意した電気以外は使用できないこととし、自家発電装置の使用は禁止とする
16	申込したもの以外に電気を使用することはできない
17	電球用のソケットを電球以外に使用することはできない。また、二股ソケットも使用できない
18	道路や側溝に汁や油を流出しないこと
19	電球は出店者が用意し、LED電球を使用すること
20	販売に使用するコップ、皿等は環境に配慮したものをを使用すること
21	店舗から出たごみは、各自の責任において必ず持ち帰って処理すること なお、会場内に設置されたごみ箱などに捨ててはならない
22	アルコール消毒液を用意すること
23	模擬店にお客さんが並んでしまった際は隣店舗に迷惑がかからないよう、整列させること
24	搬入・搬出に使用する車輛は、他の通行の妨げにならないよう全長5m以内のものを使用すること
25	風紀上好ましくない看板及び店舗装飾は行わないこと
26	閉店後は交通規制解除となる前に片付けを完了し、清掃を実施すること
27	実行委員会及び関係者の指示に必ず従うこと

福生七夕まつり市民模擬店 出店規則
第12条に基づくペナルティ対象の例

レッドカード	出店に関する名義貸しの発覚
	ガスボンベの放置や火の不始末
	出店者が喫煙所以外で喫煙
	入れ墨が見えている
	店舗内における正副代表者の不在
	消火器の不備
	その他、実行委員会が危険もしくは悪質だと判断した行為
イエローカード	歩道への荷物やイス等の設置
	テント幅より30cm以上はみ出しての荷物等の設置
	許可されたもの以外の販売
	店舗から出たゴミを会場内ゴミ箱や路上に捨てること
	実行委員会が用意した電気以外の使用
	アルコール消毒液の不備（食販のみ）
	申込したもの以外に電気を使用した団体
	電球用のソケットを電球以外に使用した団体
	二股ソケットを使用した団体
	油等で走路を汚すこと（食販のみ）
その他、実行委員会が危険と判断したもの	

※ 補足

レッドカード	即座に出店を取り消し、次回の福生七夕まつりは出店不可となります。
イエローカード	累計2回でレッドカードとし、次回の福生七夕まつりまで累積します。 また、次回以降の市民模擬店において、申込み店舗数が募集店舗数を超えた場合の抽選に参加できません。

第 73 回福生七夕まつり市民模擬店 出店団体募集要項

第 73 回福生七夕まつり市民模擬店は、「福生七夕まつり市民模擬店実施要綱」及び「福生七夕まつり市民模擬店 出店規則」に基づき実施いたします。出店を希望される方は、双方を熟読された上で、お申込みください。

1 実施内容

(1) 実施日時 ※実施時間内は確実な開店を図ってください。

・実施日

2023 年 7 月 8 日（土）及び 9 日（日）

・時間

販売時間：午後 2 時から午後 8 時 45 分まで

※実行委員会の判断により、開始時刻が早まる場合があります。

実施時間（確実な開店時間）：午後 2 時から午後 8 時 30 分まで

(2) 開催場所

栄通り（福生駅西交差点～福生志茂南交差点間）の福生市役所側

2 出店に係る備品等の準備

(1) 実行委員会が配布するもの

・テント（間口 2.7m × 奥行 1.8m）

・机（45cm × 180cm）

・照明配線

(2) 各自準備するもの

・LED 電球（26 口金・100w 相当以下）

・消火器（10 型）

・イス、調理器具、その他必要なもの

3 出店費用

説明会時に集金いたします。

(1) 道路使用申請料 2,100 円

(2) 出店料 10,000 円

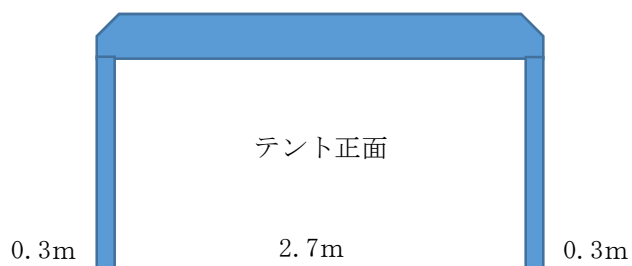
(3) 電気使用料 5,000 円

※実行委員会が用意する照明設備の他に電気設備を要する場合。

4 規格

(1) 1団体の使用スペース

- ・ テント：間口 2.7m、奥行き 1.8m
- ・ 荷物等スペース：テント横スペース 0.3m



(2) 電気の使用について

福生七夕まつり市民模擬店では、トラブル防止のため実行委員会が用意する電源のみ使用可能です。

テント照明については、実行委員会より1団体1設備（電球用ソケットを3つ）用意します。

その他の電気使用を希望する場合は、下記の内容を御確認の上、申請してください。

- ・ 規格 コンセント1口（1,000W相当）
- ・ 募集团体数 14店舗程度
募集規模を越えた場合は、実行委員会で責任抽選を行います。
抽選の結果、電気を使用できない場合の代替の販売品目を事前に御用意ください。
- ・ 通知日 2023年5月8日（月）頃
※通知が無い場合には事務局へ御連絡ください（042-551-1699）

5 募集内容

(1) 募集店舗数 70店舗程度

(2) 申込書類の配布場所

福生七夕まつり実行委員会事務局

（福生市本町18番地 もくせい会館1階 シティセールス推進課内）

(3) 申込書類

福生市暴力団排除条例の規定に基づき、出店申込団体の正副代表者に関する個人情報警察に情報提供いたします。

【提出書類一覧】

- 福生七夕まつり市民模擬店出店申込書
- 誓約書
- 正副代表者の身分証明書の写し

身分証明書の区分		
※マイナンバーに係る通知カードは身分証明書として使用できません。		
①	1点で良い書類	運転免許証、パスポート、外国人登録証、在留カード及び特別永住証明書、マイナンバーカード
②	右のうちいずれか + 住民票	各種保険証、学生証等

- 事業所の所在が確認できる書類 ※事業所として出店を希望される場合のみ
⇒確定申告書、登記簿謄本、開業届、営業許可証など
- 道路使用許可申請書（2通）
- 行事における臨時出店届 ※食品販売を希望する団体のみ

(4) 申込受付日時等

必ず、正副代表者のいずれかが受付を行ってください。受付時は本人確認のため、身分証明書の原本提出をお願いいたします。

・期間

2023年4月17日（月）から2023年4月28日（金）まで

・時間

午前9時から午後5時まで ※正午から午後1時までを除く

・受付場所

福生七夕まつり実行委員会事務局

（福生市本町18番地 もくせい会館1階 シティセールス推進課内）

6 その他

福生七夕まつり市民模擬店出店規則第2条第1項の18歳以上の者とは、2023年7月8日現在のことをいいます。

7 問合せ先

福生七夕まつり実委員会事務局（福生市役所シティセールス推進課内）

電話：042-551-1699（直通）

第 73 回福生七夕まつり市民模擬店 出店者説明会開催要項

「福生七夕まつり市民模擬店 出店規則」に基づき、団体の正副代表者のいずれかが必ず御出席ください。

1 日時

(1) 開催日 5月28日(日)

(2) 受付 午後1時15分から午後2時まで

(3) 説明会 午後2時から午後5時(終了予定)

※説明会開始から終了まで、会場は封鎖となります。(途中入場、退場不可)

2 場所

もくせい会館3階 会議室

3 持ち物

(1) 案内文(申込受付後、配布される案内文)

(2) 出店料 12,100円(電気使用団体は別途5,000円)

※お釣りが出ないように御用意ください。

(3) 通常はがき 1枚

※宛名に代表者の氏名・住所・郵便番号を予め御記入ください。

※警察・保健所の許可の可否の御連絡に使用します。

(4) 筆記用具

4 当日の流れ

(1) 抽選

説明会の受付順に出店場所を選ぶ順番の抽選を行います。

募集店舗数を超える申込があった場合は、出店の可否の抽選も兼ねます。

※1事業所2店舗の応募をした場合は、事業所ごとではなく、店舗毎に抽選を行います。

(2) 出店についての諸説明

福生七夕まつり実行委員会事務局、福生警察署、福生消防署、西多摩保健所からの諸説明があります。

(3) 出店場所の決定

説明会受付時に抽選した番号順に、出店者が希望のテント番号を決めます。

【例】 1事業所で2店舗出店する場合

- ①出店を希望する店舗毎に受付
- ②それぞれの店舗が抽選番号を引く
- ③番号に従って、出店場所を選ぶ

(4) 出店ブロック毎の説明及びブロック長の選出

出店ブロック毎に搬入、搬出経路等の説明を行います。

また、出店ブロックからブロック長を選出していただきます。

～ブロック長の役割について～

ブロック長は事務局とブロック内の連絡調整などが主な役割となります。

また、市民模擬店運営にあたって消防署に提出する火災予防計画の組織体制のうち、防火管理要員（役割：状況確認、情報収集、連絡調整等）となります。

5 注意事項

- (1) 遅刻、欠席および途中退席された場合、出店できません。
- (2) 説明会に参加できるのは正副代表者のどちらか1名です。
- (3) お早めに会場へお越しくください。
- (4) 説明会後の販売品目の変更はできません。

記入例

※塗りつぶされている部分（ ）は、記入しないで下さい。

年 月 日

行事における臨時出店届

東京都西多摩保健所長 殿

(団体名: △△△△△△△株式会社 / テント番号:)

出店者 住所 福生市 ○○○○

氏名 福生 太郎

電話 042 (○○○) △△△△

このことについて下記のとおり出店します。

記

- 1 行事名及び行事の期間
- 2 行事の主催者
- 3 行事の目的
- 4 出店場所及び出店期間
- 5 主催者の確認

本届出者の出店を確認します。 年 月 日
主催者 住所
氏名

6 取扱食品及び取扱方法

取扱食品	(例) やきそば
取扱方法	※いつ、どこで、仕入れるか。どういう保管方法をとるか、仕込、準備方法、調理方法、販売方法等を具体的に記入してください。 (例) ・販売当日の8日(土)に三多摩市場にて、やきそば、肉、野菜を仕入れる。 ・肉はカットしたものを購入する。 ・衛生的な場所で当日に仕込み、氷入りアイスボックスにて会場に保管する。 ・鉄板にて直前に充分加熱調理する。 ・紙製容器に入れて販売する。 ・この間、会場では衛生手袋を着用する。

7 本年度の累計出店日数(今回の出店日数を含む)

2 日

記入例

道路使用許可申請書

年 月 日

点線で囲まれた①、②、③を部分を記入してください。

代表者氏名を記入
※手書きの場合は印鑑不要、
それ以外(代筆、ゴム印等)
の場合は要捺印

販売品目を記入

住所 **福生市** ○○○○ ①
申請者 氏名 **福生 太郎**

道路使用の目的 福生七夕まつり市民模擬店出店
(販売品目: (例) **やきそば** ②) テント番号: **記入不**)

場所又は区間 新奥多摩街道 (福生駅西交差点～福生志茂南交差点間)

期 間 2023年7月8日(土)13:00から7月9日(日)21:20

方法又は形態 別紙のとおり

添付書類 別紙のとおり

現場責任者 住所 **福生市** ○○○○ ③
氏名 団体名: ▲▲▲▲▲
代表者名: **福生 太郎** 電話 **042** (○○○) ▲▲▲▲

代表者の
住所等を記入

道路使用許可証

上記のとおり許可する。ただし、次の条件に従うこと。

条 件

年 月 日
警察署長 印

- 備考
- 1 申請者が法人であるときは、申請者の欄には、その名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名を記載すること。
 - 2 方法又は形態の欄には、工事又は作業の方法、使用面積、行事等の参加人員、通行の形態又は方法等使用について必要な事項を記載すること。
 - 3 添付書類の欄には、道路使用の場所、方法等を明らかにした図面その他必要な書類を添付した場合に、その書類名を記載すること。
 - 4 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とする。